

第1号様式（第6条関係）

伊勢原市合併処理浄化槽設置補助金交付申請書

年 月 日

伊勢原市長 殿

住 所

フリガナ

氏 名

（自署）

年度において次のとおり補助金の交付を受けたいので、伊勢原市合併処理浄化槽設置補助金交付要綱第6条第1項の規定により申請します。

なお、同要綱第4条第3号の規定による市税に滞納がないことの確認のため、納税状況の調査に同意します。

1 申請金額	円
2 補助事業の名称	合併処理浄化槽設置整備事業
3 補助事業の目的及び内容	生活雑排水による公共用水域の水質汚濁を防止するため、合併処理浄化槽の設置を行う。

備考 市税に滞納がないことの確認に同意しない場合、該当の記述を二重線で消すこと。そのときは、本申請に、本市の市税の滞納がないことが分かるものを提示すること。

事業計画書

年 月 日

伊勢原市長 殿

住 所

フリガナ
氏 名

電話番号

次のとおり提出します。

浄化槽 工事業者等	住所（所在地）			
	浄化槽工事を 営む営業所の 名 称	電話番号		
	担当浄化槽設 備士の氏名			
合併処理 浄化槽	設 置 場 所	伊勢原市		
	製 造 者			
	処 理 能 力			
	型 式			
	全国合併処理浄化槽 普及促進協議会	登 録 番 号		
		登録の有効期限		
	事 業 着 手 予 定 年 月 日			
事 業 完 了 予 定 年 月 日				
建 物	用 途			
	敷 地 面 積			
	建 築 面 積		二世帯住宅該当の有無	
	延 べ 床 面 積		有 ・ 無	
	建物の所有権	有・無	土地の所有権	有・無
既存の単独 処理浄化槽 又はくみ取 便所	撤 去 の 有 無	有 ・ 無	使用年数	
	入 替 え の 事 由			
備 考				

収 支 予 算 書

（合併処理浄化槽設置関係）

1 収入の部

項目	予算額
本 補 助 金	円
本補助金以外の補償又は補助金	円
自 己 資 金	円
合 計	円

2 支出の部

項目	予算額
合併処理浄化槽の本体価格	円
合併処理浄化槽本体の 据 付 工 事 費	円
宅内配管の設置に要した費用	円
既存単独処理浄化槽又は既存 くみ取便所の撤去に要した費用	円
そ の 他 費 用	円
合 計	円

第4号様式（第7条関係）

伊勢原市合併処理浄化槽設置補助事業認定(変更認定)通知書

伊 第 号
年 月 日

様

伊勢原市長



年 月 日付けで提出のあった交付申請書（変更申請書）について、次のとおり通知します。

認定の可否	<input type="checkbox"/> 以下のとおり認定します。	<input type="checkbox"/> 次の理由により認定しません。 (理由)
-------	---------------------------------------	--

合併処理 浄化槽	設置場所	伊勢原市
	製造者	
	処理能力	
	型式	
浄化槽 工事業者等	住所 (所在地)	
	氏名 (名称)	
	担当浄化槽 設備士氏名	
指示事項	・ 工事の着手は、この通知書の到達日以降とすること。 ・ 工事に着手する際は、あらかじめ市長に事業着手届を提出すること。 ・ 事業の内容に変更が生じた場合は、速やかに変更申請書を提出すること。	

この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、伊勢原市長に対して審査請求をすることができます。

また、この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内（審査請求をした場合には、当該審査請求に対する処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内）に、伊勢原市を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、処分の日から起算して1年を経過すると審査請求又は処分の取消しの訴えの提起ができなくなります。

(事務担当は、)

事業着手届

年 月 日

伊勢原市長 殿

住 所

フリガナ

氏 名

電話番号

次のとおり届け出ます。

1 補助事業の名称	合併処理浄化槽設置整備事業
2 施工場所	伊勢原市
3 着手年月日	年 月 日
4 完了予定年月日	年 月 日

伊勢原市合併処理浄化槽設置補助事業変更申請書

年 月 日

伊勢原市長 殿

住 所 _____

申請者氏名 _____

年 月 日付で事業認定のありましたこのことについて、次のとおり変更が生じたので、伊勢原市合併処理浄化槽設置補助金交付要綱第7条第2項の規定により申請します。

変更する事項及びその理由		
合併処理 浄化槽	設 置 場 所	伊勢原市
	製 造 者	
	処 理 能 力	
	型 式	
	全国合併処理浄化槽 普及促進協議会 登 録 番 号	
	登 録 の 有 効 期 限	
浄 化 槽 工 事 業 者 等	住 所 (所 在 地)	
	氏 名 (名 称)	
	担 当 浄 化 槽 設 備 士 氏 名	
添 付 資 料	<input type="checkbox"/> 浄化槽工事業を証する書面の写し <input type="checkbox"/> 浄化槽設備士免状の写し <input type="checkbox"/> 小規模合併処理浄化槽施工技術特別講習会修了証書の写し (昭和63年3月31日以前に浄化槽設備士免状の交付を受けた者に限る。)	

合併処理浄化槽設置完了届

年 月 日

伊勢原市長 殿

住 所

フリガナ

氏 名

電話番号

次のとおり合併処理浄化槽設置整備事業を完了したので、伊勢原市合併処理浄化槽設置補助金交付要綱第8条の規定により、次のとおり届け出ます。

浄化槽の
設置場所

伊勢原市

事業着手年月日

年 月 日

事業完了年月日

年 月 日

添付資料

- 収支決算書（第8号様式）
- 登録浄化槽管理票（C票）
- 浄化槽保守点検及び浄化槽清掃の契約書の写し
- 浄化槽法第7条及び同法第11条に定める検査を依頼したことを証する書類の写し
- 施工写真
- 浄化槽設備士によるチェックリスト（第9号様式）
- 補助事業認定（変更認定を含む）通知書の写し
- 既存単独処理浄化槽又は既存くみ取便所撤去作業工程等写真
- 既存単独処理浄化槽又は既存くみ取便所撤去に係る産業廃棄物管理票（マニフェスト）の写し
- その他市長が必要と認める書類（ ）

収 支 決 算 書

（合併処理浄化槽設置関係）

1 収入の部

項目	決算額
本 補 助 金	円
本補助金以外の補償又は補助金	円
自 己 資 金	円
合 計	円

2 支出の部

項目	決算額
合併処理浄化槽の本体価格	円
合併処理浄化槽本体の 据 付 工 事 費	円
宅内配管の設置に要した費用	円
既存単独処理浄化槽又は既存 くみ取便所の撤去に要した費用	円
そ の 他 費 用	円
合 計	円

チェックリスト

設置場所	伊勢原市
設置者	

No	検査項目	チェックポイント	欄
1	流入管きよ及び放流管きよの勾配	汚水や汚物の停滞がないか。	
2	放流先の状況	放流口と放流水路の水位差が適切に保たれ、逆流のおそれはないか。	
3	誤接合等の有無	生活排水が全て接続されているか。雨水や工場廃水等が流入していないか。	
4	ますの位置及び種類	起点、屈曲点、合流点及び一定間隔ごとに適切な「ます」が設置されているか。	
5	流入管きよ、放流導きよ及び空気配管の変形、破損のおそれ	管の露出等により変形、破損のおそれはないか。	
6	かさ上げの状況	バルブの操作などの維持管理を容易に行うことができるか。	
7	浄化槽本体の上部及びその周辺の状況	保守点検、清掃を行いにくい場所に設置されていないか。	
8	漏水の有無	漏水が生じていないか。	
9	浄化槽本体の水平の状況	水平が保たれているか。	
10	接触材等の変形、破損、固定の状況	嫌気ろ床槽のろ材及び接触ばっき槽の接触材に変形や破損はないか。	
		しっかり固定されているか。	
11	ばっ気装置、逆先装置及び汚泥移送装置の変形、破損、固定及び稼働の状況	各装置に変形や破損はないか。	
		しっかり固定されているか。	
		空気の出方や水流に片寄りはないか。	
12	消毒設備の変形、破損、固定の状況	消毒設備に変形や破損はないか。	
		しっかり固定されているか。	
		薬剤筒は傾いてないか。	
13	ポンプ設備（流入ポンプ及び放流ポンプ）の設置、稼働状況	ポンプますに変形や破損はないか。	
		ポンプますに漏水のおそれはないか。	
		ポンプが2台以上設置されているか。	
		設計どおりの能力のポンプが設置されているか。	
		ポンプの固定が十分行われているか。	
		ポンプの取りはずしが可能か。	
14	ブロワーの設置、稼働状況	防振対策がなされているか。	
		固定が十分行われているか。	
		アースがなされているか。	
		漏電のおそれはないか。	

上記のとおり確認したことを証します。

令和 年 月 日

担当浄化槽設備士名

(浄化槽設備士免状の交付番号

)

伊勢原市合併処理浄化槽設置補助金交付決定通知書

住 所

申請者氏名

年 月 日付けで提出のあった交付申請書については、次のとおり決定したので、伊勢原市合併処理浄化槽設置補助金交付要綱第10条の規定により通知します。

年 月 日

伊勢原市長



- 1 交 付 金 額 _____ 円
- 2 補助事業の名称 合併処理浄化槽設置整備事業
- 3 交付決定の内容 合併処理浄化槽の設置
- 4 交 付 条 件 伊勢原市補助金等の交付規則第7条第1項に規定する条件

この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、伊勢原市長に対して審査請求をすることができます。

また、この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内（審査請求をした場合には、当該審査請求に対する処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内）に、伊勢原市を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、処分の日から起算して1年を経過すると審査請求又は処分の取消しの訴えの提起ができなくなります。

（事務担当は、 ）

伊勢原市合併処理浄化槽設置補助金交付請求書

年 月 日

伊 勢 原 市 長 殿

住所

請求者氏名



年 月 日付け伊勢原市指令()第 号により交付決定のあり
ましたこのことにつき、次のとおり補助金を請求します。

- 1 補助金の請求額 _____ 円
- 2 補助事業の名称 合併処理浄化槽設置整備事業
- 3 添付書類 補助金交付決定通知書の写し
- 4 振込金融機関

金融機関名	預金の種類	口座番号	口座名義人
	1 普通		申請者及び請求者
支店(支所)	2 当座		名と同じ